

議案第二十号

特別区人事及び厚生事務組合格約の変更について

右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

特別区人事及び厚生事務組合格約の変更について

特別区人事及び厚生事務組合格約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第三条第九号中八を二とし、ロを八とし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 路上生活者巡回相談事業（面接相談による路上生活者の状況把握及び路上生活者対策事業の紹介・利用あつせん並びに自立支援センター退所者等に対する訪問等による状況把握及び相談・助言・指導）に関する事務

附 則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

(提案理由)

特別区人事・厚生事務組合の路上生活者対策事業の拡充に伴う規約の一部変更について協議するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十条の規定に基づき、議決を経る必要がある。

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

新 規 約	旧 規 約
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 特別区が東京都と共同で実施する路上生活者対策事業（特別区内の道路、公園、河川敷等の公共の場所で日常生活を送る者の早期の社会復帰に向けた支援事業をいう。）に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 路上生活者巡回相談事業（面接相談による路上生活者の状況把握及び路上生活者対策事業の紹介・利用あつせん並びに自立支援センター退所者等に対する訪問等による状況把握及び相談・</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 特別区が東京都と共同で実施する路上生活者対策事業（特別区内の道路、公園、河川敷等の公共の場所で日常生活を送る者の早期の社会復帰に向けた支援事業をいう。）に関する事務のうち、次に掲げるもの</p>

助言・指導（に関する専務

十 二| 八| 口|
及 略 略 略
び 十 一
一 略

十 八| 口| イ|
及 略 略 略
び 十 一
一 略